

吉野林業研究(その4)

「江戸時代における吉野林業の木材生産流通機構」

泉 英 二

Studies on Forestry in Yoshino (4)

System of the Timber Production and the Timber
Circulation in the Edo Period

Eiji IZUMI

目 次

要 旨	120	3. 和歌山問屋	
はじめに	121	4. 和歌山仲買商人	
第1章 山元材木商人	121	5. 和歌山船手方	
1. 奥郷材木商人		6. 大阪問屋	
2. 口郷材木商人 一材木仕入問屋一		あとがき	134
第2章 流通機構	127	引用文献	134
1. 筏師		Résumé	136
2. 中継問屋			

要 旨

従来、明らかにされることが少なかった吉野山元材木商人、及び吉野材流通担当者について、江戸時代後期を中心として実証的解明を試みた。

1. 一概に山元材木商人といっても、「奥郷」においては「重立商人」「小前商人」など、「口郷」においては「仕入問屋」など、性格の異ったものが存在した。
2. 「小前商人」は小規模な伐出業者であり、村民の半数近くを占める程、広汎に展開しており、彼らが木材生産の主たる部分を担った。
3. 「重立商人」「仕入問屋」は「小前商人」への「仕込み」（金融）を主たる役割とした。
4. 山元材木商人は、村段階で村方商人組合を組織し、さらに郷段階で戒講、郡段階で郡中材木方という商人組合を組織した。この組合は流送路の確保、流通担当者・諸役所との交渉、労働者の賃金協定などにあたった。
5. 吉野材の流通は筏師、中継問屋、和歌山問屋・仲買、船手方、大阪問屋・仲買などにより担われていた。
6. 流通過程のイニシアティブは山元材木商人が把握しており、それぞれの流通担当者は単に流通過程の一環を担い、それに見合った賃金あるいは手数料を取得するにとどまっていた。

は じ め に

吉野林業が、わが国の最も先進的民間林業であることは、いうまでもないことであろう。この吉野林業については、すでに数多くの事実が発掘され、さらにその事実に基づいて吉野林業の性格究明のための努力が積み重ねられてきた。この結果、蓄積された成果は他の林業地をはるかに凌ぐといつてよいだろう。それにもかかわらず、いまだ解明さるべく残されている課題も決して少なくはない。吉野林業の生産および流通の担い手に関する問題もそのひとつである。すなわち、吉野山元においてどのような主体によって木材生産活動が遂行されたのか、また吉野材の流通の担い手とその性格はどのようなものであったか、さらに吉野材の生産および流通の担い手はお互いにどのような関係を取り結んでいたのか。これらの点に触れた論稿も存在するが、まだ解明すべき点は多い。これらの諸点を明らかにすることが、ひいては吉野における林野所有の形成の把握・理解をより深めるであろうし、さらに吉野林業の全構造把握へと連なるものであろう。

本小論は、吉野林業の形成・確立期と考えられる江戸時代後期を中心として上述の課題に実証的に取り組んだものである。

第1章 山元材木商人

吉野林業地帯の範囲は、吉野郡全体とする説もあるが、一般的には吉野川の流域地方と考えてよい。江戸時代のこの地方には、100以上の村々が存在し、それらが数ヶ村ずつ集まって18の郷を形成していた。これらの郷はその地理的位置により「奥郷」と「口郷」にわけられる。川上郷、小川郷、黒滝郷などに代表される「奥郷」は吉野川本・支流の最上流部に位置し、耕地はほとんど存在せず、森林におおわれた深い山々より成っていた。これに対して中荘郷、池田郷などによって代表される「口郷」は奥郷の下流にあたり、山も浅く耕地も少なからず存在していた。さらに「口郷」には上市や下市などの在郷町も中世末期には成立しており、ここでは古くから流通商人の活躍もみられた。さて江戸時代後期、文化11(1814)年に吉野川を流下した木材に占める各郷の割合をみると、川上郷47.1%、小川郷17.3%、黒滝郷14.0%と「奥郷」が全体の約80%を占めており、中でも川上郷の割合が非常に大きい。一方「口郷」の中荘郷、池田郷、国樺郷においては3郷を合計しても5%に満たないのである。吉野材の生産は「奥郷」を主たる場として遂行されたことが理解できよう。このような木材生産は山元材木商人層が主として担った。その主力は、「奥郷」に居住して伐採・搬出にあたった商人達である。だが材木商人は「口郷」にも存在していた。彼らは直接「奥郷」における伐出には従事しなかったが、吉野材の生産・流通に果たした役割は決して小さくはなかった。以下、吉野山元材木商人を、「奥郷」材木商人と「口郷」材木商人とにわけてみていこう。

1. 奥郷材木商人

江戸時代以前の吉野地方の木材生産の実態については、さほど明らかとはなっていないが、建保6(1218)年には「吉野柚は近世伐尽し柚山制止」に至ったとの記述もみられるように、かなり古くから活発に木材生産が行なわれていたと考えてよいだろう³⁾。しかし、その木材生産を担った山元生産組織についてはほとんど明らかにされていない。一説には「山地の生産は総有林地を対象として郷の首長たる庄屋の統率の下に行われた⁴⁾」ともいわれている。吉野地方、特に奥郷の状況や材木商人の動向について史料的に明らかにしうるのは江戸時代中・後期になってからで、おおむね以下のごとくである。

奥郷の村々においては、「当村は極山中にて困窮の村にて家業かせきの儀山かせき第一村方にて御座候諸木伐出し畑作々間には炭焼御用仕候其上猪鹿猿多出立毛喰荒し申に付切畑井山々崖々迄杉檜苗木を拵植付修理加之式拾年より3拾年ほど下刈仕育伐出し先送り植付共小前の内より売買に仕植付下刈并伐出し等の御用第一のかせきに渡世仕候⁵⁾、あるいは「全体奥郷々の儀は百姓作間の渡世山稼井材木商ひの外他の事無之場所柄」のような状態であり、焼畑・山畑で雑穀類を作る以外はほとんどを林業に依存して生活していたのである。「山稼井材木商ひ」というときの材木商いを行なったものが、ここでいう奥郷材木商人である。まず、その種類をみると、「奥郷の在々に住居候者重立候者は格別身薄き小前商人并百姓共必至に難波仕候⁷⁾、「重立候商人は不申及小前末々細杭買に至迄難波仕候⁸⁾」とあり「重立商人」や「小前商人」が存在していたことがわかる。では「重立商人」や「小前商人」とはどのような商人であったのだろうか。次の史料をみよう。

「材木仕込きわめ一札の事」

- 一. 上多古村領むかへ山と申所右材木山〇〇権兵衛山に御座候所我等方へ買受候所此度其元様へ角〇〇三百本右角〇〇老本に付式知つもりメ六百目其元様へ仕込御頼可申候右の銀子返済の義は来る十月廿日迄に右角三百本其元様和可山大坂へ送り御売拂仕切銀にて元利共御引取可被成万一右銀子不足相成候得者銀子以御返済可申候為後日材木仕込きわめ一札よって如件

文政六年 未七月

銀子借用主	上谷村浅右衛門	㊦
同断中間内	上多古村兵助	㊦
請人	上谷村角兵衛	㊦

大瀧村庄右衛門殿

ここにおける浅右衛門・兵助は「材木山」を買得し、みずから伐採・搬出・加工過程を担ったのである。資金的に零細だったので、この例のごとく2人で共同したり、あるいは「仕込」を有力者に頼んだりするが多かった。彼らは「小前商人」と考えてよいだろう。この例において「仕込」を行なった大瀧村庄右衛門は直接伐出過程は担当せず、「小前商人」への山林買得資金その他諸入用金の資付けなどを主として担当していた。また、みずから山林を買得することもあったが伐出過程は下請けさせたのが通例であった。彼は明治初年に郡中材木方行司としても名を連ねており、「重立商人」と考えてよいだろう。(彼はまた土倉庄三郎の父にあたる人でもあった)。

それでは、これらの材木商人は村落に何人位存在し、どのような位置をそれぞれ占めていたのだろうか。川上郷白屋村の材木商人に関する史料によってみてみよう。白屋村の材木商人の数は、文化12(1815)年、35人、文政5(1822)年、37人、安政5(1858)年、41人、文久3(1863)年、37人、明治5(1872)年、54人である。一方、白屋村の戸数は寛政6(1794)年に84戸、明治8(1875)年には79戸である。戸数はこの80年間に大きな変化は無かったと思われるが多少幅を持たせて70~90戸程度と考えてよいだろう。ということは村民の半数近くが材木商人として活動していたことになるわけである。明治8(1875)年の場合には、7割近くにも達している。材木商人が予想外に広汎に展開していたようである。このことは次のことから裏付けられよう。文政11(1828)年に「奥郷」材木商人と、「口郷」の一部材木商人とが激しい対立関係におちいったが(この点については次節において詳しくみる)、その時の史料¹¹⁾によると「全体奥郷の儀は…古来より商人地方の差別無御座候」とあり、材木商人と地方百姓の区別がなく、同一人格が担当していたことを示唆している。また、この時の奥郷の「材木商人取締書」は「村々にて小前商人不洩様連印致させ」るようにしたが、白屋村においては95人が連名連印したのである。これは、ほとんど全村民

だったと考えてよい。通常は村民のうち半数近くが「材木商ひ」に従事していたが、全村民が「材木商ひ」を行なう可能性を持っていたことを示しているといえよう。

さて、このように多数存在していた材木商人の構成はどのようであったろうか。同じく文政11(1828)年の史料によると、「身元宜敷商人も元手無之商人多人数に糶上られ自然不引合山林買入、其上稼人迄も無数相成候」との記述がみられ、山稼人(=山林労働者)が存在しなくなるほど元手無之商人(=「小前商人」)が広汎に展開し、身元宜敷商人(=「重立商人」)を下から突き上げている状態を示している。当時の農民層の分化の程度が低かったことなどを考えあわせると、奥郷材木商人のうち重立商人はごく一部に限られ他の大部分は小前商人であったと思われる。これらの小前商人層が奥郷における木材生産を主として担っていたのであろう。かくのごとき小前商人層の予想外とも思える広汎な展開の基礎は何であろうか。このことを念頭に置きながら、以下、材木商人の活動¹⁵⁾についてみていこう。

まず、彼らの立木買入方法は、「春伐り山秋伐り山入札の儀は高札落しの筈也尤一貫目迄の入札は式歩限持参仕一貫目より上は金三両持参可仕筈」、「青山并に伐り付丸太共先引合より再引合は相成不申筈若先引合之人へ商内行届き不申候上は商人中立会入札に致させ可申筈」、などにみられるごとく、あるいは商人達の取極事項に従わない者に対する制裁として、「入札は勿論諸商ひ等も一緒致不申候」とあるごとく、入札が一般的であった。材木商人はお互いにかなり自由な競争を行っていたとみることができよう。しかし、黒滝郷の例であるが、「当郷材木商内の儀は組合のもの渡世に付組外のもの商用相ならざる筈」というように、入札への参加は組合商人だけが許されており、他郷・他村の入込みは排除していたのである。文久3(1863)年に白屋村におきた事件¹⁷⁾からも、そのことがうかがわれる。すなわち、細徳という人(村外山林所有者か?)の下伐り(間伐)材に関して、「右下伐り村方商人申合せ数度細徳殿方へ掛合に及」んだのであるが、すでに武木村の吉右衛門(彼は白屋村の甚右衛門と仲間であった)へ売ってしまっていた。そこで村方商人一同「扱々残念存居候処此まま打置候義は一切成堅」ということで、吉右衛門・甚右衛門に対して執拗に白屋村商人に転売するように迫ったが、結局彼らが塩谷村の商人へ転売してしまったので、怒った白屋村商人連中は「甚右衛門老人水魚まじわり一切不仕筈」という措置をとったのである。村方商人は村落共同体的結合を基礎として、村方商人組合を組織して、みずからのテリトリーを確保してできるだけ他郷・他村の材木商人を排除しようとしていたことは、このことから理解できよう。しかし、同時にこの史料は江戸時代後期になると、村落共同体的結合もゆるみはじめて、村方商人の努力にもかかわらず他郷・他村の商人が入りこみはじめたことも示している。

では次に川上郷白屋村の村方商人組合の「極書」¹⁸⁾「取締書」によりながら、この組合の活動・性格について詳しくみていこう。まず組合に加入するには「新右衛門平七両人は今度より金式歩宛出銀にて加入可仕候但し両人は再加入に御座候間金式歩にて相済候得共新加入の儀は金壺両宛の筈也」というように、組合は決して身分的に閉鎖されてはおらず、また株などによって規制されていたわけでもなく、ただ金一両を納めれば誰れでも加入できたのである。組合の重要な仕事としては、まず村内の流通路の確保があった。「平岩ぬけ大いに損し候間当寄合にて相談の上床賃銀八拾目有之候間右八拾目村方へ出銀致余は何程入用相掛り候とも村方より出銀被下右ぬけ根継可致様相談相極め申候」というように村方と協力して流通路の確保にあたっていたのである。この費用として、「平岩上下并臼岩ぬけ尻共筏壺床に付壺匆五分宛床懸り他所の商人取之可申筈也尤村方商人は何角入用賄として毎年壺匆宛出預致置候猶此已後にて差迫り入用何程出来共出預いたし相賄ひ可申候是迄も度々壺人前に三五匆宛も出預いたし候事も御座候得は此已後迎も堅

(ママ)
相守り申可筈也」というように他所の商人からは通行料として、また村内商人からは、ひとりあたりいくらという形で徴収していたのである。この場合、村方商人各人から均等額の金を徴収していたということは、彼らの活動にさほど大きな差がなく、等質的だったことを示していると考えてよいだろう。このことは商人組合の年行事（その仕事は「毎年初寄合の節年中諸入用帳并床賃受取方帳面共御一統様へ御覧に入可申筈也」である）が年ごとに持ちまわりで担当されたと思われることや、初寄合の「宿本の儀は商人の内順番相勤可申筈」という規定などによっても裏付けられる。さらに組合は「山日雇正月一二月分杓工に付杓八分宛」、「同二月より十二月迄杓工に付杓宛宛」、「内日用杓工に付代杓宛四分宛」というように伐出、加工賃の協定を行ない、さらに「筏師日雇乗り日用杓工に付三宛宛」のように筏師の乗り賃に対する協定も行なっていた。このことは、当時、一部にすでに山稼人・筏師などの専門的賃労働者が析出され、雇用主である材木商人が賃金を協定する必要に迫られる程度にまで成長していたことを示すものであろう。さらに、材木商人と山稼人・筏師との間には人格的な支配・被支配の関係は存在していなかったことも示していよう。

この他に取締事項で重要なものに、吉野材の流通過程とその担当者についてのものがある。詳しくは次章でみるが、大阪・和歌山市場に関すること、仕切銀に関すること、出役に関することなど詳細にとりきめており、流通過程を重要視していたことがわかる。

このような村方材木商人組合が各村に存在していたが、この組合を基礎としてさらに「毎年正月両郷寄と申川上黒滝其外郷の商人共出会致諸事取締仕猶又銘々郷々において戎講と称し¹⁹⁾出会致商内売買筋并諸取極一統評談の上連印を以取締仕候差掛りの義は年行事へ沙汰に及取調候」とあるように郷段階においては戎講と称する材木商人組合、郡段階においては両郷寄＝郡中材木方が組織されていたのである。これらの組合はそれぞれ流送路の確保、山稼人・筏師・加工職人の賃金協定、村方材木商人組合間に生じた紛争²⁰⁾の調停にあたることなどを重要な仕事としたが、さらに「他国他郷掛合一般に申し談じ来り候」とあるように、対外的な活動、特に流通過程担当者や幕府・紀州藩の諸役所などとの折衝に大きな役割を果たしたのである。このように、村段階、郷段階、郡段階においてそれぞれ組織された山元材木商人組合の存在が、零細な、一人ひとりでは微弱な力しか持ち得なかった小前商人層の広汎な展開の有力な支えになったと考えられる。

おわりに材木商人と育林過程の担い手との関係をみておこう。²¹⁾笠井氏によると、川上郷高原村において寛保2(1742)年の1年間に、上市村与助は村内の11人から18ヶ所、上市村平次は9人から9ヶ所、六田村七右衛門は7人から8ヶ所の杉松山を購入している。この3事例だけでも高原村内で個人所持杉松山を郷外者に売却したものは実人員23人に及んでいる（この頃の高原村戸数は70～80戸と考えられる）。郷外所有者全員について調べるとこの人数はかなりのにのぼると思われる。このことは当時、村民の大部分が杉や松を村持山に植林して、それを個人有林化していたことを示していよう。一方、材木商人は小前商人層を中心として村民の半数近くも存在していたことは、すでにみた通りである。材木商人は伐出過程を担うのみでなく、育林過程をも一方、担っていたと考えられよう。

2. 口郷材木商人 一材木仕入問屋一

口郷は地理的にみると奥郷の咽喉を扼する位置にある。口郷は、奥郷と比較すると農業への依存度が高く、一方木材生産量は先にみたように、わずかであった。奥郷を純山村地域というならば、口郷は農山村地域といってよいだろう。このような口郷のなかから、中世末期より、在郷町たる上市・下市が発達してきた。それぞれ本善寺、願行寺の寺内町的性格を持ちながらも、その名の示す通りこの地域の商工業の中心として発展してきたのである。上市村の文化11(1814)年の

石高所持をみると、²²⁾5石以上 9名、4～5石 6名、3～4石 3名、2～3石 11名、1～2石 52名、1石以下 153名、0石 116名、計350名であり無高が殆どを占め、これに1石以下を加えると全体の8割近くになる。階層分化がかなりすすんでおり、また全体として農業への依存が少ないことが理解できよう。当時350軒の家のうち屋号を有しているものが231軒（商工的屋号135、地名的屋号69、抽象的屋号²³⁾28）にもおよんでいる。これら屋号のある家はほとんどが商業ないし手工業を営んでいたと考えてよい。その他は筏師など賃労働に従事していたものであろう。商人のうち材木商人は何人位存在したのであろうか。文化6(1809)年に上市村の庄屋が役所へ提出した「材木問屋荷主印鑑帳」²⁴⁾によると、20名の材木問屋荷主が連名連印している。これらの屋号のうち「木屋」が5軒と一番多いのは当然だが「魚屋」が3軒もあるのは興味深い。日用品商人から材木商人への転化がみられた証左であろう。この他口郷諸村には、それぞれ材木商人が存在していたが、なかでも前述の上市村材木商人には有力な者が多かったと考えられる。ではこれらの口郷材木商人はどのような活動を行っていたのであろうか。かなり長文になるが文化11(1828)年の「組合取締書」²⁵⁾をまずみよう。

「組合取締書」

- 一 当地郷々の儀は極山分にて百姓作間等に材木商ひ并山代銀〇〇等に至迄郷々へ仕入致し相互渡世致候場所に御座候故郷々より商人買入材木山代銀并諸入用等相頼候ニ付仕入致候処近年人気悪敷相成候て銀主方仕切不足ニ相成候得ば断申のべ勘定不埒の人数敷有之候て仕入方甚難儀に付此度相談の上以来仕入方左の通り
- 一 何れに限らず材木へ仕入候節は銀高に応し根質山林取之仕入可申事無左候ては如何程髓成人にても決して仕入不仕事猶又根質山林元手無之人ニ仕入不致候はば稼ぎ百姓を第一に致候所御年貢御上納または渡世も出来無く候て身上無之人に不取締之出来致遣候故損失に相成沽却人等夥敷出来却て不為相成仕入方も供に難成猶また身元宜敷商人も元手無之商人多人数に糶上られ自然不引会山林買入其上稼人迄も無敷相成候故供難儀は眼前事右は銀主方の銘々欲に迷ひ不取締の銀主致し候故御上様の奉懸御苦勞候段恐多き次第就ては銀主も雑費等相掛り自然百姓も疎に相成候得は以来身上無之人に決して銀主仕間舗候乍併身薄人にては其村において身元宜敷人引請若不足銀出来候節本人に不抱返済仕り候程の儀は格別の事
- 一 是迄銀主方へ借用銀不足仕置候て先繰先々へ参り銀主相頼商ひ致候仁夥敷有之候得共然る上は是迄銀主方へ不足銀訳立不仕不埒の人此組内へ参りたとえ今更根質差入候共元銀主方への訳立出来い不申内は決して銀主仕間舗事元銀主の訳立候はば早速此組内へ其沙汰ニ可及候然る上は応対次第向後不埒の人は右同断に相心得候事訴詔に不相成請執斗可仕事
- 一 不実不埒の人有之候て若公事公辺に相成候仁は此組内何方へ参り銀主相頼候とも決して取〇不申候事

右の通取締仕候上は是迄銀主方へ不埒仕候人々此組内へ廻文衆名前相記し通達可致候面々其名前扣へ置其者名執斗可仕候左候得は御上様の御苦勞無敷に相成難渋不仕自然人気も直り実に相成り百姓相続渡世も穩に相成候儀は決定に御座候前書の通り取締仕候上は此組中相互に義理を立情弱無之儀可仕候事
右の條の通り承知の御方印形可被成事 已上

文政十一年

子正月

国樺郷

中庄郷

池田郷

檜尾万平	喜作谷九兵衛	猶井与兵衛	立野尾伝治郎	同	宇兵衛
上市惣八	同 治兵衛	増口村与助	同 十助	同	源右衛門
同 与兵衛	六田村清九郎	同 大右衛門	左曾甚兵衛		かし尾善右衛門
矢治新助	飯貝左助				

口郷材木商人は「郷々より商人買入材木山代銀并諸入用等相頼に付仕入致候」とあるように、奥郷の材木商人に対する金融をその主たる活動としていた訳である。これは先にみた奥郷における「重立商人」とほぼ同じ活動とみてよいだろう。さて、この文書で口郷材木商人＝材木仕入問屋が述べていることは、まず山林買得資金やその他入用金を貸す時には山林を質にとるということ、さらに、以前に資金を借りながらまだ返していない奥郷材木商人には今後資金を貸さないということである。これは逆に言えば、今まで口郷材木仕入問屋は金融するにあたって質もとらず、また前に貸した資金が返還されていなくとも、さらに貸し付けを行なっていたということを示している。これは奥郷材木商人への金融の有利性を前提とする材木仕入問屋間の激しい競争の結果と考えられる。「材木商ひ」は流送路の整備や流通機構の確立に伴ない、口郷商人にとって安全で有利な金融対象となったのであろう。この結果、奥郷では小前商人達が比較的自由・簡単に材木仕込みなどの金融を受けることができたと考えられる。このような活動を行なった口郷材木商人＝材木仕入問屋の存在が資金的に零細であった奥郷小前商人の重要な存立基盤であったことが理解できよう。口郷の仕入問屋側がかかる不利な状態からの脱却のため仕入問屋の組織化を図り、もって奥郷の小前商人層と対抗し、さらには彼らを支配下におさめようと意図したのがこの「組合取締書」だったのである。このような動きは奥郷の「小前」層を中心とする材木商人にとって彼らの基盤をおびやかすものとなる。彼らはこれに対して、どのような対抗策をとったであろうか。次の史料をみてみよう。

「商人方取締書」

- 一 当郷の義は極山中に付往古より杉桧植付諸木伐り出し売買致候分夫より和歌山堺大坂其外津々浦々へ運送致是を以百姓作間の渡世に致罷在候依之に毎年正月兩郷寄と申川上黒滝其外郷の商人共出会致諸事取締仕猶又銘々郷々において戒講と称し出会致商内売買筋并諸取極一統評議の上連印を以取締仕候○時差掛りの儀は年行事へ沙汰に及取調候事古来よりの規格に御座候然る処今般國樞郷中庄郷池田郷

樞尾村万平	喜佐谷村九兵衛	上市村宗八	増口村与助	増口村重助
同 村源右衛門	同 市与平	宮滝村新兵衛	宮滝村佐右衛門	猶井村与兵衛
立野村伝治郎	立野村治兵衛	同 村定兵衛	六田村清九郎	六田村六右衛門
左曾村甚兵衛	樞尾村善右衛門	矢作村新助	飯貝村佐助	上市村作兵衛

右の者共利欲に迷い不正の儀取目論小前商人地方百姓迄取潰候様組合取締書の趣を以内々連印致荷担当郷中にも長立候者へも夫々内分加入致候様相進申候猶又仕入問屋中継問屋に限らず口銭の儀床壺分宛先規より極之処右連名の内仕入問屋の内には荷主へ無相対床式分宛又は三分宛も相掛引取候者も御座候右体○○相目論み候は○金彼等猶口郷当時身分相応に暮候故小前商人并に地方百姓難渋仕候儀不省唯銘々の利欲に心を寄自然材木商人株立候様の目論に御座候左様成行候間は奥郷の在々に住居候者重立候者は格別身薄き小前商人并百姓共必至に難渋仕候儀難々敷次第に御座候全体奥郷々の儀は百姓作間の渡世山稼并材木商ひの外他の事無之場所柄に付古来より商人地方の差別無御座候別して奥郷は材木売買筋は根来の処却って近年山林も無之口郷の者共被制動もすれば右体新規身勝手の儀共取目論郷中間々混乱為致奥郷の小前の者迄取遺し候様仕候右等の儀捨置候ては奥郷の衰微と相成り御太切の百姓相統難出来終には潰百姓と成り行候儀難々敷次第に御座候今般一統評議の上向後右名前²⁶⁾の者共へ材木仕込等相頼候義向後立会商ひ山林入札場所へ決して着合仕間敷候万一右名前²⁶⁾の者より内々仕込等相頼候か又は歩合商ひいたし候者有之候はば郷中商人中間諸着合等皆相省可申候右の趣此度一統評議の上連印を以て取締仕候仍て如件追て書入申候去る亥歳右廿人の衆中より仕込請候秋伐り丸太の義は夫々銀主へ筏差送り可申極仍之尚子年春伐り丸太より本文極め通り一切仕込請不申極めに御座候若万内分²⁶⁾にても仕込請候者御座候はば川上小川両郷商人着合相省可申候 以上

右一件村々にて小前商人不汰様連印為致左の惣代の方へ預け置可申候極めに御座候 以上

文政十一年

子三月日

(以下95人連名連印)

口郷仕入問屋側は「材木商人株立候様の目論に御座候」、さらに「当郷中にも長立候者へも夫々内分加入致候様相進申候」というように、奥郷の重立商人層と連合して、材木の売買を担当できるものを株仲間にするによって彼らだけに限定して、奥郷の小前商人層を「材木商ひ」から排除し、その支配下に組みこもうとしたものである。仕入問屋のこのような動きは「奥郷は材木売買筋は根来の処却って近年山林も無之口郷の者共に制せられ」との記述にもみられるように、彼らが次第に力を蓄積してきたことを基礎としていたのである。これに対して奥郷材木商人は、①連名した口郷の20人の材木仕入問屋から資金を借りないこと、②立会商いや山林入札場所へ一緒に行かないこと、をとりきめたのである。この場合、川上郷白屋村においては前にも述べたように全村民と思われる95人が取締書に名を連ねており、奥郷の全村民が一致してこの問題にあたったことがわかる。奥郷の重立商人の利害は口郷の仕入問屋と一致すると考えられるにもかかわらず、奥郷の対応が小前商人の利害を中心として行なわれたことは奥郷の材木商人組合の主導権は小前商人が把握していたことを示しているといえよう。さて、この争いの結果はどうなったのであろうか。

「口 ²⁷⁾
上」

- 一 樞尾万平始め廿人組一件当春以来破談におよび罷在候処先達ってより段々詫入候に付右廿人共不残此度書付差入和談仕候之により是迄仕込斗子受候衆中継口銭壹分より上被引取候衆中は夫々相対を以て請取可申事

川上小川行司

郷々商人中

口郷材木仕入問屋は力を次第に蓄積してきていたとはいえ、奥郷材木商人の村落共同体的結合を基礎とする一致した反撃の前に、このように敗退せざるを得なかったのである。村持山の分解傾向にみられるように、奥郷の村落共同体的結合は、ゆるみをみせはじめていたが、しかしまだ強固に存続していたのである。このことが、材木仕入問屋の敗北の最大の原因であろう。さらに、仕入問屋側の組織化の不充分さも原因としてあげることができよう。たとえば、上市村には先にみたように20人の材木問屋が存在したが、この争いに加わったのは、そのうちのわずか2人であった。上市村には口郷屈指の木屋又左衛門、あるいは木屋源右衛門などもいたが、彼らを参加させることはできなかった。さらに奥郷重立商人との連合にも失敗した。また奥郷小前商人はこのような時には和歌山・大阪問屋の前渡金制度をも利用できたのである。

結局、口郷材木仕入問屋は、奥郷材木商人にとって有利な金融機関たる位置にとどまらざるを得なかったのである。

第2章 流通機構

江戸時代以前から吉野地方では活発な木材生産が行なわれていたことはすでに述べたが、林産物の流通ルートについては、「上市・下市へ吉野山地の特産物たる桧物、曾木、材木、紙など集貨され」、また「桧物など始めは原木を大和平野の田原本に送り、そこで製品化され坂手座衆が販売する仕組みであった」と述べられている²⁸⁾。このことは、吉野林産物は上市・下市中継地となり陸送により、大和国中方面へ運搬されていたことを示している。また文禄3(1594)年に秀

吉は伏見城の普請のために、北山郷から桧の大材を「伯母峯²⁹⁾を引越吉野川ヲ下シ、桧垣本村ヨリ芦原坂を引越、夫ヨリ木津川へ引出シ筏下シ仕候テ淀ヨリ登³⁰⁾」らせている。このことは当時、吉野川流域に桧材がすでに欠乏していたことを示すと同時に、奈良・京都方面への木材流通ルートも示している。中世における木材需要は、神社・仏閣や住家の多く存在した京都・奈良を中心としていたので、吉野地方からの木材は上述のルートで商品化されていたと考えてよいだろう。やがて、大阪が秀吉によって政治的中心地として選ばれ、その立地条件の良さを生かして後に「天下の台所」と称されるような商業都市としての発展の道を歩みはじめる。材木に関しては、17世紀初頭に本格的に木材市場も成立し、諸国の材が大阪へ集まるようになったのである。吉野山元側もこの大阪木材市場の成立に対応する必要に迫られることになった。「上木の類大阪表向々の品に挽き崩し陸荷物仕河州辺まで人力又は牛馬にて差贈大和川へ差下し大坂表にて売捌き候へ共右等の儀は商人共不引合は申すに及ばず然運賃多分相嵩候山代銀も無数に相成り」と、これは嘉永7(1854)年の事実だが、当初もこのようなルートにより大阪へ出材したのも存在したであろう。しかし運賃も高くかかるので、より有利なルートの開拓が必要とされたのである。そこで考えられたのが材木を筏に組み、吉野川を和歌山まで流下させ、そこから大阪へ廻送するというルートである。しかし、このためには流送路の整備という難問題があった。このことについては以下のごとく述べられている。すなわち「吉野川及紀ノ川とも慶長年間(1596~1614)までは川路浚渫の方法なかりしも、紀ノ川以東吉野川筋漸やく川浚工事を起し寛永年間(1624~48)に下市を経て飯貝前に進み、寛永元年(1661)東川領字滑らまで其後西河音無川出合字別当淵にすすみ、其頃万治三年(1610)より寛文三年(1663)迄四ヶ年間に大滝の岩石を切り割り而して高原前を経て井戸鍛冶屋淵に進み延宝八年(1680)に和田大島に達せり。其当時川浚工事は容易の事業に非ず。至る所奇石快巖川路の中流に横はり此一巖を取り除くも数十の人夫を要し或は轆轤を以て之れを曳き取り又は数百貫目の薪炭を以て巖を焼き油を注ぎて玄翁及び鑿を以て之れを割り尤も浅きは掘り或は堰を為し種々の工夫を尽せり。又其後元文年間(1736~46)に伯母谷川出谷字長殿まで宝暦三年(1753)に入之波まで其工事を進めたり。蓋し数百年の久しき苦心労働と巨万の金を費して以て漸く吉野川の本川入之波より以西紀の川和歌山港に入る筏の通路を得たり」のごとくである。非常なる努力の結果、流通ルートが開設されたのである。この筏流路の整備にあたった主体について記述はないが、山元材木商人が主としてあたったことは間違いないと思われる。この結果、吉野材は、ほとんど筏に組まれ吉野川を流下することになり、安政4(1857)年には、約5万1千床、代銀にして約5千6百貫にも達する筏が流下したのである。一方この年に陸送されたのは杉丸太・小角・板など50貫程度と、わずかなものであった。では以下において、吉野材の流通担当者達をみていこう。

1. 筏師

吉野山元から和歌山まで、筏の流送を担当したのが筏師である。筏は同一人が上流から和歌山まで乗り下るのではなく、川上郷の場合、和田村から東川村までを「上み乗り」と称し、和田村及びその近辺の筏師が乗り、東川村から口郷の飯貝村・上市村までを「中乗り」と称して、東川村あるいは大滝村の筏師がこれを担当した。ここから和歌山までを「下乗り」といい、上市村周辺の筏師が担当した。筏乗りには高度の技能が要求されるため、一人前になるためには少なくとも3~4年の修業が必要とされた。このような場合、筏師の間には親方徒弟制の存在が予想されるが、大正期についての聞取り³³⁾によると、そのような関係は存在しなかった。江戸時代においても同様と考えてよいだろう。

さて、吉野山元商人にとって、筏師の賃金は前述したように非常に大きな関心事であったが、

文政11(1828)年の材木商人の願書に「³⁴⁾筏士共近年十三組と申す組々を立てややもすれば組々一同申合多人数身勝手のみ申立敷ケ敷義に御座候」とあり、あるいは慶応1(1865)年の史料には「³⁵⁾近年猥りに賃銭直増の儀申出荷主共承知不致候はば筏乗留等申合川下ケ差支致させ、又は商人共寄会の席へ多人数結掛ケ過言等申掛ケ不法ケ間敷所業に及び押て賃銭直増等申出候」とある。筏師は、当初山元材木商人に対して従属的立場にあったと考えられるが、江戸時代後期になるとこのように団結して組(村単位と思われる)を結成し、さらに13の組が連合し、一致して材木商人に対して賃金引上げを要求するまでになった。ある時は「筏乗留」をしたり、また「商人共寄会の席へ多人数結掛」けたりして要求を通そうとしたのである。このように材木商人と筏師の間には、筏師の成長に伴って、厳しい経済的対抗関係が存在するようになったが、身分的・人格的關係は存在しなかったのである。

2. 中継問屋

中継問屋は、筏の乗り継ぎ地点である口郷の上市村や飯貝村に発生したもので、その仕事の内容は、上流から送られてきた筏の整備、木数・床数・荷主・送り先の確認、下流への筏師の手配などであった。これらに従事することにより筏一床に付いくらという形で荷主より口銭を受けとって収入としたのである。

さて「筏中継問屋の義此度飯貝口役所様より被仰渡候義左の通り、前年は中継問屋五六軒にて相済来り候処近年來は八拾軒にも相成候間役所大に混雜致候間」と、材木商人極書の文政5(1821)年の項にみえるが、筏の流下量の増大に伴い、中継問屋が非常に増加してきたことがわかる。事実、文化11(1814)年には川上郷東川村にも発生したのである。

さて、吉野川を少し下ると五条村がある。この付近には賀名生川(吉野川支流)から下ってきた筏の中継問屋があった。この中継問屋のうち6人が上流の材木荷主へ弘化2(1845)年に提出した「³⁷⁾差入申議錠の事」によると、中継問屋が「近來猥りに相成」ってきたが自分達6人は今後「差支無之様実体に相動」めるから、6人の他に中継問屋ができて、そのもの達に筏を送らないでほしい。そうすれば「仕出し屋者共(自分達のこと)自分に材木商ひ一切仕間敷候」との申し入れを行なったのである。これにより、中継問屋のなかに次第に「材木商ひ」に手を出すものが出てきたことがわかる。このような傾向は他郷他村の商人をできるだけ排除しようとしていた奥郷商人にとっては、はなはだ大きな問題となったことであろう。しかし、この場合、奥郷材木商人にとって都合のよい6人の中継問屋が新たに登場したわけである。あるいは、奥郷材木商人が登場「させた」と考えてもよい。このような問屋が登場するかぎり、「材木商ひ」に手を出す中継問屋は排除されることになる。結局、単に筏の中継をして口銭を受けとる問屋にとどまらざるを得なかったのである。また中継問屋は、筏師を支配下に組み込むことによって、奥郷材木商人とも対抗しうる強大な流通担当者となる道も充分予想されることであるが、事実としては前項においてみたように、そのようなことは存在しなかったのである。

3. 和歌山材木問屋

和歌山材木問屋の成立年代は明らかではないが、17世紀の中頃から吉野材の流下量の増大に伴って大阪への中継問屋として出発したと考えられる。寛政5(1793)年の史料には、³⁸⁾笹屋孫六、吉野屋源右衛門、升屋市郎右衛門、中屋九右衛門、岡田屋万助の5名連名の文書があり、すでにこの頃以前から吉野材を専門に扱う5軒の株問屋(=吉野講問屋)が³⁹⁾成立していたと思われる。和歌山問屋の仕事の内容については、まず次の「材木送り状案文」をみよう。

「送り状」

何郷何村山林より出

荷主 何村

何村 誰乗り

一 杉	何拾何本	幾才
一 同	何拾本	幾才
一 桧	何十本	幾才
	本数メ	何百何拾本
	此才メ	何拾何才

右は大坂何屋誰方へ木数才数共御改の上早々御廻し可被下候 以上

何何月

和州吉野郡何村

問屋か

荷主か

誰印

紀州若山

何屋誰殿

これは文化6(1809)年に役所が手本として示したものであるが、このような場合には、吉野山元荷主の指示に従って問屋は廻船業者たる和歌山船手方を手配して筏を船に積みこみ、大阪その他へ廻送したのである。この場合、彼らの果す機能は、まさに中継問屋のそれである。一方、大阪へ廻送するばかりでなく、荷主の委託により和歌山で仲買商人へ販売することもあった。このような場合、「仲買衆木場へ立会筏にて附売商内致仕切銀直請取に仕来り候⁴⁰⁾」とあるように、仲買に附売り(=入札売りともみられる)をして、その場で代金を受けとるのである。そして吉野山元の荷主へ明細を記した仕切状とともに代金を送った。この場合、「御口銀并荷主方仕切銀問屋より請取道中にて封印等を切不埒成致方決して仕間敷事⁴²⁾」との定めが筏師取締書にみられるように筏師が送金を担当した。大阪問屋が、1年に5回しか精算しなかったことを考えると、和歌山で材を売ること山元材木商人にとって資金の回転上有利であった。

このように、和歌山問屋の機能は、大阪廻送材の中継と、和歌山における受託販売にあり、これらに従事することによる手数料を収入源としていたのである。江戸時代末期の安政4(1857)年の場合、吉野川を流下した筏数は5万1千床であり、うち大阪へ廻送されたのは2万1千床、和歌山で仲買へ販売されたのが3万床であった⁴³⁾。次第に和歌山で売却される木材量が増大してきたことがわかる。

さて、嘉永7(1854)年、郡中材木方より和歌山藩へ提出された木場、筏置場に関する願書⁴⁴⁾をみると、「御当国(和歌山)川並悪敷筏繋げ場所少く相成りいささか出水の節にても流木仕猶又木場荷つかえ等に付問屋共より度々筏下し留申出候に付…海土郡土入川筋吉野筏置場所に御下被為成下候」というように、吉野山元材木商人が和歌山の筏置場の確保にも乗り出していたことがわかる。この時、和歌山問屋は「添願⁴⁵⁾」として同じ趣旨の申し入れをしている。この添願には、「(以前)御材木御置場所并丹波江子共川凌可仕旨御諭に付吉野郡中并私共より雑費相納金千両余も出方に相成候」との記述がみられ、以前から筏置場の確保などに吉野山元商人が積極的にあたっていたのである。筏置場は問屋にとって重要な存立基盤であったろう。その確保をみずからの手で行ない得なかったことは、和歌山問屋の力の弱さのあらわれとみてよいだろう。

また、弘化4(1847)年に吉野講問屋5軒のうち、亀屋万吉が経営不振におちいり「問屋相続」ができなくなり休業することになった⁴⁶⁾。2年が経過しても休業したままなので、吉野山元として

は「出水の節流木等多分出来」るし、また「四軒にては荷物売捌方并大坂廻し等自然手余り」になるから非常に「難渋」する事態になった。そこで、「御当地（和歌山のこと）にて身元宜敷御見立の上下問屋株相続被仰付」るように和歌山藩に願い出、もしそれがうまく行かない場合には「右問屋株壺軒郡中へ御下げ被成下候様」と申し出たのである。吉野山元に和歌山で問屋を開業する意志のあることがこのことから理解できよう。しかしこの場合、和歌山に「出店」を作ろうという積極的な意志は感じられず、むしろ和歌山で適当な人が見付かったらそれでよい、いない場合には「出店」しようという程度のように思われる。材木の流通路の確保に非常に熱心であった吉野山元が和歌山「出店」に対してさほど執着を持たなかったということは、和歌山問屋の在り方が吉野山元にとって問題となる点をあまり持たなかったということを示している。吉野山元にとっては和歌山において問屋が5軒そろって存在し、役割を果たしてくれるならば誰が問屋になってもそれ程問題とはならなかったのである。

岡屋栄蔵は1800年頃に吉野屋源右衛門の問屋株を買得して開業したが、文政2(1819)年の山元材木商人の取極めのなかに「若山岡屋栄蔵〇問屋の儀一同御改の通り郡中株問屋の儀に付商人申合銘々分け 荷仕格別の御ひいきを以荷物差贈り 問屋相続可致様仕度依之荷物 銘々御差贈り 被下候事⁴⁷⁾」とあり、この頃営業が苦しくなったらしいことがわかる。それを吉野山元材木商人が問屋相続できるように援助したのである。この結果、天保13(1842)年の史料によると「世話方の義は吉野目明し問屋岡屋栄蔵殿へ相頼置」とあるように吉野山元の出先き問屋の形になっている。他の問屋も同じようなことであったのだろう。わざわざ「出店」するまでのことはなかったのである。また先の亀屋万吉問屋は14貫600匁に達する末払銀を山元に対して残していたのであるが、「跡問屋開店の節右仕切不足銀半分通りは商人共夫々へ御渡被成下残半分通は5ヶ年賦に御渡被成下候」というように、すでに2年間も経過しているにもかかわらず寛大な返済の仕方を許している。これは吉野山元の資金的な余裕ぶりを示している。

このようにみえてくると、和歌山問屋は通常述べられているごとく、特権的に流通過程の一部を独占したり、さらには前渡金制度をテコとして莫大な前期的商人利潤を蓄積していたとは考えられない。たしかに和歌山問屋の場合、前渡金制度は有していたが、前章で述べたように比較的資金が豊富であった吉野山元にとってはこの制度は材木仕入問屋の補完的意味しか持ち得なかったと思われる。前渡金制度が有効に機能し得ない受託販売問屋は、単に流通過程の一環を担う口銭問屋としての性格しかもち得ないと考えてよいだろう。

最後に、吉野山元商人の和歌山出先機関についてみておこう。和歌山から大阪その他へ廻送する材については極印を打つことになっていた。これを担当したのが極印方⁴⁹⁾であるが、あわせて「当地木場常々心掛け若不平の品等見付候へば早速に御惣代中へ相届け可申候」、さらに「吉野郡中より相下り候材木筏床数舟板長物上荷類共相改にて名前等内々相記置月々帳面相認め御惣代中へ差出可申候」という仕事に従事していた。また「材木商人方極書帳⁵⁰⁾」の文政3(1820)年の項には「和歌山木場并大坂其外荷物小廻し共怪敷儀も粗有之哉に相聞へ申候に付此度阿波屋六兵衛内目附役為勤め申旨」とあるように、内目附役をにおいて監視にあたらせていたこともわかる。さらに、天保4(1833)年に「上市治平殿高原米蔵殿郡中材木方惣代として先達ってより若山表へ毎々御出張被成若山近江屋忠右衛門と申人へ御頼被成郡中材木方支配と唱右の人へ永々筏壺床に付三厘づつの益を御渡被成候⁵¹⁾」とあるように支配人を置いたのである。支配人の役割は大正時代の実態から類推するならば、流下してきた筏の数と送り状に記載された数の確認、及び木場での販売に従事していたと思われる。問屋の機能を補助しながら、あわせて不正の監視にあっていたのである。このように、吉野山元は和歌山において二重三重の厳しい監視体制を敷いて、流通担当者の不正を許さなかったのである。

4. 和歌山仲買商人

江戸時代初期には、吉野材は大部分が大阪へ廻送されていたとみられるから、和歌山においては仲買商人は成立していなかったと考えてよいだろう。享和2(1802)年の文書⁵²⁾に「吉野郡中より相下り候材木当地より大坂堺兵庫其外国々相廻し候」とあるように流通ルートの拡大がみられたことや地場消費の増大、加工業の発生などが、仲買商人の成立をうながしたのであろう。史料的には文化4(1807)年が初見であるが、それよりかなり以前にすでに成立していたと考えられる。

和歌山において売りさばかれる材木は、たとえば「大坂并諸方廻り和歌山売木と其向々の木筋からみ分け差送り⁵⁴⁾」とあるごとく、あるいは、「川上郷小川郷筏の義は若山湊にて売捌候分は木肌光深木を売候義に付山元において筏からみ立候上みがき粉を以悉洗い立大切に仕差下し候丸太の義に御座候⁵⁵⁾」、あるいは、「無拋上木の類大坂表向々の品に挽崩⁵⁶⁾」とあるように、銘木ないし高級木が主であったとみられる。このような材の流通加工ルートを和歌山仲買商人が育成確保してきたことが存立基盤のひとつになったと考えられる。

さて、仲買商人が問屋から材木を買得する時は前述したように、「仲買衆木場へ立会筏にて附売商内致仕切銀直請取に仕来候」であったが、文化4(1807)年には、「当郡より差下し候材木和歌山にて市売出来候様雜賀屋弥平次より和歌山御役所へ願出候⁵⁷⁾」というように、新たな要求を持ちだした。これに対して、吉野山元は「新規市売の儀は郡中一統不得心」と反対したので実現しなかった。この問題は天保13(1842)年にも再び起きた。「今般公儀様より御趣意には若山仲買の輩式割下げの儀申出…惣代若山表へ出張いたし…仲買方へ及應對に候処最初には式割下げの儀申募り候得共中途より式割下の儀者不申売木の筋は木場にて式歩五厘宛裏と表に致浮売仕引方の儀者大坂並に引去り買取可申様申出候…右市売の儀者若山仲買の輩俄に思ひ附候儀には無之六七ヶ年茂以前より相企て目論見居候様子に候得ば中々手強く申張候…成損益に不抱往々の為方○疎に不被致候に付大坂廻しの儀者銘々勝手次第に差送り可申候得共右一条相行付候迄は若山表売木の筏は差留り可申様評談決…若山仲買より岩出近所の材木屋を相頼專買入候由聞取候間若山表売木留め仕候ても何の無詮事に候故道売の儀茂差留り可申⁵⁸⁾」という次第であった。仲買商人がこれほどまでに市売の実現に執着したのは、「引方の義は大坂並に引去り」とあるように市引制度(大阪においては材価の1割を販売奨励金として仲買に渡していた)の導入が主目的だったのであろう。この市売り要求をみても和歌山の仲買商人が次第に実力を蓄積してきて、江戸時代末期には吉野山元を圧迫するまでに成長してきたのを知ることができる。事実、安政4(1857)年には吉野川を流下した筏5万1千床のうちの6割にあたる3万床を和歌山仲買商人が買得するに至っていたのである。このような仲買商人の上昇に対して、吉野山元はある時は、「若山表にて是迄材木大下りの節は谷行事衆中立会相談致郡中箱元より買廻しに若山表へ参り丸太能相成候様致候⁵⁹⁾」というように材価が不当に安くなるように買い支えを行なったり、また利害が厳しく対立した場合には先にみられたように「若山表売木の筏は差留り可申」という手段で対抗していたのである。和歌山仲買商人が扱う吉野材が増大するにつれて、吉野山元と仲買商人との直接的対抗関係はますます激化していったとみられる。

5. 和歌山船手方

和歌山から大阪への木材の廻送は「小廻し」と呼ばれ、それを担当したのが和歌山船手方である。使用された船の大きさは「石数にては三百五拾石積方にては下床三拾五床づつ」という程度であった。船は居船頭(=船主)、沖船頭(=船長)、水主(=水夫)により構成されていた。

さて、和歌山船手方は天保13(1842)年の史料によると「往古より吉野材木方の手先き同然にて大坂廻り荷物積方渡世仕来に候」とあるように、当初は吉野山元商人に従属していたが、「近年

運賃増等の義頼出候事間々有之…荷支の折柄舟手一同申合せ積止りを申立畢竟運賃増〇取り同様の致方も有之又はよしのの差支を不顧自儘に外々の荷物積取他国行致候事も有之」とあるように、江戸時代も末期に至ると、従属的地位から脱し山元材木商人に対して、団結して運賃の引上げを要求し、実現しない場合には「積止り」を行なうまでになったのである。運賃は売上高の約13.5%⁶¹⁾を占め、このような運賃引上げの要求は山元材木商人に対して影響は大なるものであった。さて、同じ史料によると、山元商人は和歌山の船頭に対して新船建造のために130両もの大金を融資したことがわかる。このことは、山元商人の資金の豊富さを示すとともに、彼らの船手方への巻返しと受け取ることができよう、融資を受けた治郎右衛門、定助両人は「向後小廻し仲間如何様の事を相企致相談候共よしのの差支に不相成義は格別いささかにても山方の差支えに相成候義は治郎右衛門定助兩人共右等の事に不致同意」のごとく、取りきめられた。このように、山元は手先き同然の船手を創り出したのである。さらに、「今般郡中にて新舟拾そうばかりも造り度哉にも申居候」とあるように、山元商人直属の船団の保有も企図していたのである。このような山元商人に対して船手方は結局、従属に近い立場におしとどめられたと考えられよう。

6. 大阪材木問屋

大阪材木市場が成立するのは、秀吉による大阪城、大仏殿、伏見城築城などによって木材の需要が激増して諸国から大阪へ木材が廻送されてきたことによる。その後元和末年(1620年頃)になって、土佐藩が藩財政の確立を膨大な森林資源の商品化に求めて、幕府に上願して立売堀川に市売市場を開設し、これを契機として、大和、吉野、紀伊、新宮、阿波および九州諸国の木材が入荷され、次第に市場は賑わってくるのである。この頃の材木商人は、まだ問屋兼仲買兼小売商的性格を持っていた。やがて宝暦2(1752)年を一般的契機として材木商人の問屋と仲買の職能分化が起った。

さて、大阪において吉野材を取り扱っていた問屋は吉野講を結成していたが、寛政12(1800)年には10軒⁶²⁾により構成されていた。これは決して固定されておらず、数もかなり変動していたと思われる。この問屋は先にみたように市売問屋であった。すなわち山元荷主の委託を受けて、浜で材木を仲買商人に市売販売し、その手数料として問屋口銭を取得したのである。代金は、「材木商人大阪へ参候事は年分には五ヶ度節季節季仕切銀受取に参候⁶⁴⁾」とあるように、山元から材木商人が節季ごとに大阪まで受けとりに出かけたのである。吉野山元が次第に和歌山で売却する材の量が増大したひとつの原因を、このような大阪問屋の代金決済方法や送金方法に求めることができよう。

さて、「大阪出役の儀は是迄郷々より年中月毎に替りに相勤め来り候所去歳正月初寄会席にて一統相談相決し正五六月七八月荷物無数時分故相除残り七月矢張是まで通り順番に出役可致取締候所当卯年初寄会の砌一統相談の上以前の通り正月より極月迄の内七月分相除き残り月順番に出役人柄撰郷々より出勤の筈に相決候事⁶⁵⁾」とあるように、大阪には吉野山元材木商人の代表が常駐していたのである。彼らは木材相場その他の情報を山元へ送ったり、流通の不正などの監視にあたっていたのであろう。また、前にもみた天保8(1837)年の「会席評談記」によると、大阪支配人として小泉屋覚兵衛というものが存在したことがわかる。彼の役目は和歌山における支配人と同様だったと考えられる。大阪に対しても、和歌山と同様に厳しい監視体制を、吉野山元は敷いていたのである。

さて、前述したように、大阪問屋は山元荷主から委託を受けて販売する問屋であったが、このような受託販売問屋と吉野山元との関係については、すでに和歌山問屋の項においてみた通りである。大阪問屋も単に流通過程の一環を担うのみにおしとどめられていたと考えられる。

あ と が き

以上、江戸時代後期を中心とする吉野林業の生産流通機構についてみてきた。かなり大胆にまとめてみると以下のごとくである。

一般に、流通担当者は常に「商人」たろうとする性向を有するが、吉野材流通過程においては山元材木商人によりこのような性向の発現は封じられ、結局流通担当者は、それぞれ流通の一環を単に担い、それに見合った賃金あるいは手数料を取得するのみにとどまった。かなり「近代」を思わせる流通機構が、山元材木商人のイニシアティブのもとに成立していたのである。かかる流通機構の成立によって、大阪あるいは和歌山市場での木材価格が直接山元の山林価格へ反映されることになる。また、流通機構の成立、特に筏流路の整備は、1) 運賃が安くなること、2) 小木・末木まで商品化できること、3) 材木のいたみが少なくなること、4) 輸送日数が少なくてすみ代金が早く手に入ること、などをもたらした。この結果、奥郷の農民は、一方で旺盛な植林活動を展開し、また一方で小前商人として伐出過程をも把握するようになった。また、このような生産流通機構の確立に伴い、奥郷の「材木商ひ」は口郷において日用品などの流通により資金を徐々に蓄積していた商人にとって比較的有利な投資対象となった。そこで彼らの一部は材木仕入問屋として活動を開始した。この仕入問屋の発生は、また奥郷小前商人をより一層広汎に展開させることになったのである。そして奥郷の「小前」層を主とする材木商人は村落共同体的結合を基礎とし、口郷の仕入問屋を金融機関として活用しながら、吉野林業生産の中枢を担っていたのである。このような関係において江戸時代末期には、筏にして5万1千床を生産するに至った。これは明治期（明治10年 5万2千床、明治17年 3万6千床、明治30年 6万2千床⁶⁷⁾）の木材生産量に匹敵するものであった。

なお、本小論の作製にあたり一部、谷弥兵衛氏が収集された史料（引用文献9、37）を使用させていただいた。また、収集史料の解説には京大大学院文学研究科に在学しておられた上野洋三氏を煩わした。記して謝意を表したい。

引 用 文 献

- 1) 笠井恭悦：吉野林業の発展構造，宇都宮大学農学部学術報告特輯 第15号，(1962)
- 2) 同 上：70頁の表より算出
- 3) 西川善介：林業経済史論(3)，林業経済137号 25頁
- 4) 松島良雄：吉野のスギ林業，佐藤弥太郎監修「スギの研究」所収，688頁
- 5) 前掲 1)，3頁
- 6) 川上村白屋区横谷家文書：「国樺郷中庄郷池田郷〇二付川上小川取締書」文政11 (1828)年
- 7) 同 上：同 上
- 8) 前掲 1)，60頁
- 9) 土倉家文書：「材木仕込きわめ一札之事」文政6 (1823)年
- 10) ① 横谷家文書：「材木商人方極書帳」文化12 (1815)年
- ② 同 上：「材木商人方極書帳（表紙欠）」文政1 (1818)年～文政5 (1822)年
- ③ 同 上：「商人初寄会取締之事」安政5 (1858)年
- ④ 同 上：「極メ書之事」文久3 (1863)年
- ⑤ 同 上：「商人初寄諸事取締書」明治5 (1872)年
- ⑥ 白屋区有文書：「好キ寄組極め書覚帳」寛政6 (1794)年
- ⑦ 同 上：「字図」明治8 (1875)年
- 11) 前掲 6)
- 12) 同 上
- 13) 小川郷木材林産組合文書：「国樺郷中庄郷池田郷組合取締書」文政11 (1828)年

- 14) 岡 光夫：私有林における市場の展開と商業資本，農業経済 3号（1958）4頁
半田良一・森田学・山田達夫：吉野における借地林業の形成と展開，京大演報，39（1967）187頁
- 15) 前掲 10)
- 16) 林業発達史調査会：吉野黒滝郷林業史
- 17) 前掲 10) ⊖
- 18) 前掲 10)
- 19) 前掲 6)
- 20) 前掲 16)
- 21) 前掲 1) 31～35頁
- 22) 永島福太郎：在郷町上市・下市の発達，「奈良県総合文化調査報告書吉野川流域」所収
- 23) 同 上：同 上
- 24) 小川郷木材林産組合文書：「口役銀一件控」文化6（1809）年
- 25) 前掲 13)
- 26) 前掲 6)
- 27) 小川郷木材林産組合文書：「口上」文政11（1828）年
- 28) 前掲 22)
- 29) 前掲 3) 25頁
- 30) 小川郷木材林産組合文書：「乍恐以書付御敷奉願上候」嘉永7（1854）年
- 31) 森庄一郎：吉野林業全書
- 32) 前掲 16)
- 33) 川上村上垣氏よりの聞取り
- 34) 小川郷木材林産組合文書：「乍恐以書附御願奉申上候」文政11（1828）年
- 35) 同 上：「乍恐奉御敷願候」慶応1（1865）年
- 36) 前掲 10) ⊕
- 37) 西吉野森林組合文書：「差入申議錠之事」弘化2（1845）年
- 38) 小川郷木材林産組合文書：「一札之事」寛政5（1793）年
- 39) 前掲 24)
- 40) 小川郷木材林産組合文書：「材木商人取締一札」文化4（1807）年
- 41) 山林局：室蘭外十六市場木材商況調査書，（1909）
- 42) 小川郷木材林産組合文書：「一札」天保7（1836）年
- 43) 前掲 16)
- 44) 前掲 30)
- 45) 小川郷木材林産組合文書：「乍恐添願奉差上候口上」嘉永7（1854）年
- 46) 同 上：「願書之下書控」嘉永2（1849）年
- 47) 前掲 10) ⊕
- 48) 小川郷木材林産組合文書：「和歌山舟手定助治郎右衛門江よしの材木方銀子貸渡候訳諸事控書」天保13（1842）年
- 49) 同 上：「御免極印打方之事」享和2（1802）年
- 50) 前掲 10) ⊕
- 51) 小川郷木材林産組合文書：「郷中小前商人頼書」天保4（1833）年
- 52) 同 上：「和歌山船手出入之願書写」享和2（1802）年
- 53) 前掲 40)
- 54) 同上
- 55) 小川郷木材林産組合文書：「飯貝御口役所願書」文政11（1828）年
- 56) 前掲 30)
- 57) 前掲 40)
- 58) 小川郷木材林産組合文書：「若山仲買舟方一件会談帳」天保13（1842）年
- 59) 前掲 10) ⊕
- 60) 前掲 48)
- 61) 前掲 1) 565頁
- 62) 小川郷木材林産組合文書：「大坂寺嶋一件始末書記」寛政12（1800）年
- 63) 前掲 10) ⊕
- 64) 前掲 52)
- 65) 前掲 10) ⊕
- 66) 小川郷木材林産組合文書：「会席評談記」天保8（1837）年
- 67) 笠井恭悦：林野制度の発展と山村経済，282頁

Résumé

In this paper, the author discusses the timber merchants of Yoshino district, called 'Yoshino-yamamoto-shonin', and the persons in charge of timber circulation in the latter part of the Edo period.

The facts found in this study are as follows;

1. 'Yoshino-yamamoto-shonin' consist of three kinds of timber merchants: *Omodachi-shonin*, merchants on a large scale in the central area of Yoshino; *Komae-shonin*, merchants on a small scale, also in the central area, and *Shiire-donya*, a sort of financial merchant in the outer area of Yoshino.
2. Almost half of the villagers worked as *Komae* merchant, and played an important part in timber production.
3. *Omodachi* merchants and *Shiire-donya* merchants provided sufficient finances for *Komae* merchants.
4. The timber merchants had union to look after their interests, in the village, in the *Go* (consisting of several villages), and in the *Gun* (consisting of several *Go*).
5. The timber products made into rafts were floated to Wakayama where some of them were sold to brokers. The rest were transported to Osaka by ship and were sold there.
6. The timber merchants at Yoshino took the lead in the entire process of timber circulation.